

住宅特定改修特別税額控除のチェックリスト

6-4 住宅特定改修特別税額控除（本書掲載 196 頁）

【所有者】

- 控除を受ける年の合計所得金額が 3,000 万円以下か。
- 改修工事の日から 6 ヶ月以上経過後に入居していないか。
- 合計所得金額を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断していないか。
- 合計所得金額を判定するのに、純損失等の繰越控除後の金額で判断していないか。
- このバリアフリー改修工事の特例の所有者要件に該当する者か。

【工 事】

- 家屋の床面積（登記面積）が 50 m²以上か。
- 住宅特定改修（バリアフリー改修）特別税額控除の要件を満たす工事か。
- 住宅特定改修（省エネ改修）特別税額控除の要件を満たす工事か。
- バリアフリー改修工事と省エネ改修工事を両方行った場合、個別に控除していないか。

【その他】

- 住宅借入金残高がないため適用なしと判断していないか。
- 住宅借入金等特別控除又は特定増改築等住宅借入金等特別控除と併用していないか。
- 住宅耐震改修工事と併せて住宅特定改修工事を行った場合に、併用して適用ができないと考えていないか。